

平成27年度は

固定資産の評価が見直されます

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日(賦課期日)に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人が、資産価値に応じて納める税金です。税額は、評価額(固定資産の適正な時価)をもとに算出されます。

土地・家屋は、3年ごとに評価額が見直されます。この作業を**固定資産の評価替え**といい、平成27年度に行われます。



土地の評価替え

土地のうち、宅地などの評価額は、地価公示価格の7割程度をめどに算出しています。固定資産税・都市計画税の課税標準額は、この評価額をもとに計算されています。

平成27年度の評価替えに伴い、近年の土地の利用状況の変化を受けて、商業地区・住宅地区・工業地区などの利用状況に応じたグループ分けや、標準的な宅地、路線価、土地の現況などの見直しを行います。

その結果、従前と比べて、平成27年度の評価額や税額に、変動がある土地もあります。

家屋の評価替え

既存の家屋の評価は、同様の家屋を現時点で新築した場合にかかる建築費(再建築価格)を計算し、その再建築価格に建築後の経過年数に応じた減価を考慮して評価します。

平成27年度の評価替えでは、基準になった建築資材などの工事原価に相当する費用が、前回の基準に対して値上がりの傾向にあると判断されました。そのため、一部の非木造家屋については、評価額が下がらない場合があります。

また、経過年数に応じた減価率は下限が設定されていますので、建築年次の古い家屋についても、評価額が下がらない場合があります。

よくある質問 Q&A

Q. 住宅を取り壊し、駐車場にしたら土地の固定資産税が上がったのですが？

A. 居住用住宅地として使用している土地は、特例により減額されています。住宅を取り壊してほかの用途に変更した場合は、この特例がなくなるため、税額が上がります。

Q. プレハブの物置も課税の対象になりますか？

A. プレハブを含む物置、車庫(カーポートは除く)など、簡易な建物であっても、基礎があり、屋根と壁などのある建物で固定資産の要件を満たすものについては、課税の対象になります。

固定資産税・都市計画税の課税内容がわかる縦覧・閲覧制度をご利用ください

新しい評価額や課税標準額は、縦覧・閲覧制度(下表参照)で確認できます。また、4月中旬に発送予定の、平成27年度固定資産税・都市計画税納税通知書に同封される課税明細書でも確認できます。

項目	縦覧	閲覧
とき	4月1～30日 8:30～17:15 (閉庁日は除く)	4月1日～平成28年3月31日 8:30～17:15 (閉庁日は除く)
ところ	資産税課(市役所3階) ※5月1日(金)以降の閲覧は、収納課(市役所3階)で行います。	
対象	納税者(同一世帯の人、代理人、納税管理人を含む)	納税義務者(代理人)、借地人・借家人など
内容	土地・家屋価格等縦覧帳簿 土地(所在、地番、地目、地積、価格) 家屋(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)	固定資産課税台帳 土地・家屋・償却資産の価格、課税標準額など
手数料	4月1～30日は、縦覧・閲覧ともに無料(借地人・借家人などが閲覧する場合は、1回300円) ※5月1日(金)以降の閲覧は、1回300円です。	
持ち物	納税通知書または運転免許証など本人確認ができるもの ※代理人は委任者の印のある委任状(委任者の納税通知書番号を記入)、借地人・借家人などは賃貸借契約書など権利関係及び物件の確認ができる書類が必要です。	

納税通知書が変わります

★富士市・富士宮市共同電算化事業に伴い、平成27年度から、固定資産税・都市計画税の納税通知書、課税明細書、納付書の様式が変わります。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

新 固定資産税・都市計画税納税通知書

※問い合わせの際には、**納税通知書番号**をお伝えください。

固定資産税・都市計画税についての問い合わせ

資産税課

土地担当 ☎(55) 27443

家屋担当 ☎(55) 27444

償却資産担当 ☎(55) 27445

☎(51) 04455

✉ zsa-sisanzei@div.city.fuji.shizuoka.jp

市役所の市税・保険料の納付書の様式が統一されます

★富士市・富士宮市共同電算化事業に伴い、市税・保険料の納付書を、同一のシステムを用いて発行することになりました。このため、3月9日(月)から市役所で発行する市税(固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市民税・県民税[普通徴収分]、国民健康保険税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付書は下記の同一様式に変わります。

問い合わせ

収納課 ☎55-2729
☎55-0063

軽自動車税用のみ、
ついてます

新 軽自動車税用納付書

新 富士市一般納付書

【新しい納付書の取り扱い】

- ゆうちょ銀行(郵便局)でも支払いが可能になります
- バーコードが印刷された納付書で、コンビニ利用期限内(上記納付書の左下参照)であれば、コンビニストアでの支払いが可能です
- 軽自動車税のみ、軽自動車継続検査用の納税証明書付きの納付書**です

【注意点】

- これまでのように納付書の形や色で納付書の種類を区別することはできません
- 納付書を送付する封筒も同一様式のものを使用します
- 金融機関・コンビニで納める場合は、納付書の**①税目、②年度・期別、③納期限**に注意してください
- 年度当初に送付する納付書、再発行用納付書、督促状用納付書、口座不能用納付書も同一様式です

納付後、この部分が**軽自動車税の納税証明書**になります

※納税証明を利用する人は、郵便局のATMで納付しないでください。

よくある質問 Q&A

Q. 手元にある古い納付書は、今後も使用できますか?

A. 平成27年3月8日(日)までに発行された納付書は、今後も金融機関で使用できます(コンビニでも利用期限内であれば納付可能)。

★富士市・富士宮市共同電算化事業については、情報政策課(☎55-2716)にお問い合わせください。